

伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金に係る返礼品の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域経済の活性化に寄与するとともに、本市に対する寄附の促進を図るため、伊勢原市まちづくり市民ファンド寄附金積立基金条例（平成25年伊勢原市条例第25号）に基づく寄附（以下「寄附金」という。）を行った寄附者に対する返礼品の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(返礼品の基準等)

第2条 返礼品を送付する対象となる寄附者は、1回当たりの寄附金の額が10,000円以上の市外に住所を有する個人とする。

2 市長は、前項に規定する寄附者に対して、送料を除いた調達割合が寄附額の3割以下の返礼品を送付するものとする。

3 返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号の規定によるもので、市長が本市の返礼品として認めるものとする。

(返礼品を取り扱うことができる事業者)

第3条 返礼品を取り扱うことができる事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(3) 市税を滞納しているもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法人その他の団体であつて、その役員若しくはこれに準ずる者のうちに同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）に該当する者があるもの若しくは暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(5) その他市長が返礼品を取り扱う事業者としてふさわしくないと認めるもの

2 市長は、前項に規定する要件を満たしていることを確認するため、事業者に対して、別記様式の提出を求めるものとする。

(返礼品の中止)

第4条 市長は、返礼品が第2条第3項の規定に該当しないことが判明した場合又は返礼品を取り扱う事業者としてふさわしくないと認められる場合は、返礼品の取扱いを中止させることができるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。